

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成22年7月21日
<b>【発行者名】</b>	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会 社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 松本 幸三
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区京橋二丁目14番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	長谷川 格
<b>【電話番号】</b>	03-3535-1260
<b>【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券に係るファンドの名 称】</b>	テンプルトン・グローバル株式ファンド
<b>【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券の金額】</b>	上限1兆円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年2月19日に関東財務局長に提出した有価証券届出書（平成22年6月11日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み、以下「原届出書」といいます。）の記載内容に変更が生じたので、原届出書の記載内容の訂正を行うため本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

### 第四部【特別情報】

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

##### (1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成21年9月末日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

##### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年9月末日現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,477百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<訂正後>

##### (1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成22年3月末日現在)	事業の内容

三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
---------------	------------	--

## (2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
	(平成22年3月末日現在)	
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,477百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## &lt;訂正前&gt;

## (1) 受託会社

ファンドの受託者として投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行います。なお、受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円(平成21年9月末日現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## &lt;訂正後&gt;

## (1) 受託会社

ファンドの受託者として投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行います。なお、受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円(平成22年3月末日現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

